

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 豊野浄水場酸注入設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	日立造船(株)	4,400,000	令和4年10月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
2	諏訪共同溝ほか1共同溝自動火災報知設備受信機修繕	04:電気工事	鶴見 東成	ホーチキ(株)	5,500,000	令和4年10月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
3	令和4年度 建設局降雨情報設備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区 城東区 平野区	東芝インフラシステムズ(株)	14,300,000	令和4年10月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
4	令和4年度市内一円共同溝ガス検知設備修繕	04:電気工事	旭 東成 都島 城東 平野 生野 中央 北 此花	(株)理研商会	15,641,670	令和4年10月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
5	淀川区役所空気熱源氷蓄熱ヒートポンプシステム水系統配管冷媒洩れ等修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	淀川区	日本熱源システム(株)	3,960,000	令和4年10月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
6	大阪市福島区役所交流無停電電源装置修繕	04:電気工事	福島区	(株)三社ソリューションサービス	1,404,700	令和4年10月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
7	令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)マコト電気	5,401,000	令和4年10月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
8	城北環境事業センター 排水処理設備修繕	09B:上下水道施設工事	鶴見区	オルガノプラントサービス(株)	21,450,000	令和4年10月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
9	令和4年度 深江抽水所制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	東成区	日新電機(株)	19,800,000	令和4年10月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
10	中部環境事業センター出張所 排水処理設備修繕	09B:上下水道施設工事	浪速区	オルガノプラントサービス(株)	11,550,000	令和4年10月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
11	令和4年度 天満堀川抽水所外1か所雨水ポンプ外電気設備工事	09B:上下水道施設工事	北区 福島区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	187,000,000	令和4年10月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
12	大阪市港区役所小型無停電電源装置修繕	04:電気工事	港区	(株)三社ソリューションサービス	1,404,700	令和4年10月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
13	令和4年度 庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	月島テクノメンテサービス(株)	124,300,000	令和4年10月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
14	令和4年度 舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	2,090,000	令和4年10月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
15	令和4年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	79,200,000	令和4年10月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	令和4年度 舞洲スラッジセンター空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	新晃アトモス(株)	2,860,000	令和4年10月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
17	楠葉取水場取水管漏水修繕工事他	01:土木工事	枚方市	浅沼・南海辰村特定建設工事共同企業体	251,020,000	令和4年10月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号	K11	
18	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟熱源設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	(株)日立ビルシステム	7,370,000	令和4年10月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
19	阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区	テクノ矢崎(株)	1,100,000	令和4年10月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
20	令和4年度 住之江抽水所外4か所雨水ポンプ用ディーゼル機関設備工事	09B:上下水道施設工事	住之江区 福島区 大正区 城東区	ダイハツディーゼル(株)	591,800,000	令和4年10月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	三菱化工機(株)	6,490,000	令和4年10月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
22	令和4年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	540,100,000	令和4年10月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
23	令和4年度 放出下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区、東成区、鶴見区、西成区、淀川区、西淀川区	東芝インフラシステムズ(株)	115,170,000	令和4年10月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
24	宮原地下駐車場外2無停電電源装置修繕	04:電気工事	淀川 北 西	(株)GSユアサ	83,589,000	令和4年10月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
25	令和4年度 弁天抽水所現場操作盤電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	中央区	(株)因幡電機製作所	3,517,800	令和4年10月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
26	直流電源装置(大阪市立都島区民センター)修繕	04:電気工事	都島区	エナジーウィズ(株)	2,640,000	令和4年10月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
27	令和4年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事(その2)	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	クボタ空調(株)	66,000,000	令和4年10月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
28	令和4年度 真田山加圧ポンプ場自家発電設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	天王寺区	メタウォーター(株)	12,650,000	令和4年10月31日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
29	令和4年度 海老江下水処理場外6か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	福島区 北区 此花区 淀川区	東芝インフラシステムズ(株)	16,280,000	令和4年11月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
30	大阪市社会福祉研修・情報センター自動制御及び中央監視装置修繕	10:電気通信工事	西成区	アズビル(株)	35,090,000	令和4年11月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	令和4年度 大野下水処理場外12か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	西淀川区 此花区 福島区 淀川区 北区 東淀川区	(株)大同電機製作所	15,334,000	令和4年11月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
32	令和4年度 柴島浄水場第2配水ポンプ場回転速度制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)日立産機テクノ サービス	8,250,000	令和4年11月2日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
33	鶴見緑地(咲くやこの花館)熱源監視装置修繕	10:電気通信工事	鶴見区	日本電技(株)	2,750,000	令和4年11月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
34	令和4年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	(株)前澤エンジニア リングサービス	24,200,000	令和4年11月4日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
35	最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株)	19,250,000	令和4年11月4日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
36	令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)日立産機テクノ サービス	20,350,000	令和4年11月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
37	令和4年度 住吉配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	阿倍野区	シンフォニアエンジ ニアリング(株)	5,665,000	令和4年11月10日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
38	令和4年度 豊野浄水場本館直流電源装置整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	エナジーシステムサ ビスジャパン(株)	2,648,470	令和4年11月10日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
39	令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニア リング	14,850,000	令和4年11月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
40	令和4年度 猫間川抽水所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	城東区	(株)明電エンジニア リング	19,250,000	令和4年11月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
41	南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備修繕	09D:機械器具設置 工事	住之江区	新明和工業(株)	11,731,500	令和4年11月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
42	直流電源装置用整流器(東成複合施設)修繕	04:電気工事	東成区	(株)GSユアサ	2,662,000	令和4年11月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
43	令和4年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	北区	新明和工業(株)	6,543,900	令和4年11月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
44	令和4年度 柴島浄水場スラッジ処理場天井クレーン補修工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)豊国昭和起重機 製作所	16,500,000	令和4年11月18日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
45	令和4年度 大淀配水場外2か所無停電電源設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	北区 東住吉区 住之江区	(株)ジーエス・ユアサフィールドディングス	27,720,000	令和4年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
46	令和4年度 柴島浄水場薬液ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	セイコー化工機(株)	2,640,000	令和4年11月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
47	令和4年度 柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	192,500,000	令和4年11月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
48	令和4年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	04:電気工事	浪速区 中央区	安川オートメーション・ドライブ(株)	10,230,000	令和4年11月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
49	令和4年度 長居配水場回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	東芝インフラシステムズ(株)	4,180,000	令和4年11月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
50	令和4年度道頓堀川水門ほか1水門監視カメラ等システム修繕	04:電気工事	浪速区 中央区	エクシオグループ(株)	4,433,000	令和4年11月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
51	東横堀川水門電気室空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	中央区	三菱電機システムサービス(株)	6,204,000	令和4年11月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
52	令和4年度 柴島浄水場第3凝集沈でん池緩速攪拌設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	住友重機械エンパイロメント(株)	42,900,000	令和4年12月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
53	令和4年度 柴島浄水場上系外1か所酸注入設備外修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川 守口市	JFEアクアサービス機器(株)	8,195,000	令和4年12月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
54	生野区老人福祉センター昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工事	生野区	日本オーチス・エレベータ(株)	3,265,240	令和4年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
55	令和4年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	巴工業(株)	31,900,000	令和4年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
56	令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	兵神装備(株)	8,250,000	令和4年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第9号	K6	
57	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	JFEプラントエンジ(株)	7,392,000	令和4年12月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
58	安治川11号上屋機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港区	(株)日立プラントサービス	11,561,000	令和4年12月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
59	令和4年度 舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	(株)荏原製作所	10,230,000	令和4年12月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
60	令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株)	145,200,000	令和4年12月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
61	大阪市立鶴見区民センター外1施設昇降機(1号機・2号機)設備修繕	09A:昇降機設置工事	鶴見区	三精テクノロジーズ(株)	3,663,000	令和4年12月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
62	旭区民センター大ホールロールバック修繕	09D:機械器具設置工事	旭区	コクヨ(株)	5,720,000	令和4年12月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第12号	K6	
63	令和4年度 福町抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	大正 西 西成	メタウォーター(株)	24,200,000	令和4年12月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
64	大阪市中心卸売市場本場市場東棟湧水排水ポンプ修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	新明和アクアテクサービス(株)	5,940,000	令和4年12月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 豊野浄水場酸注入設備整備修繕

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場に設置している酸注入設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、アタカ大機(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、当該設備の事業は、アタカ大機(株)より、日立造船(株)に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、日立造船(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1. 修繕名称

諏訪共同溝ほか1共同溝自動火災報知設備受信機修繕

2. 契約相手方

ホーチキ (株)

3. 随意契約理由

諏訪共同溝と深江共同溝には共同溝自動火災報知設備を設置しているが、今般、それぞれの共同溝自動火災報知受信機が故障していることが判明し、正常に機能していない状態であるため、修繕を行うものである。

現状のままでは、諏訪共同溝と深江共同溝内に作業員が入構して業務を行うにあたり、安全確保が行えず、人命に危険を及ぼすことが懸念されることから、早急に修繕を行う必要がある。

本設備はホーチキ (株) が設計・製作しており、取替部品も他社では製造しておらず、修繕にあたっては製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が不可欠である。また修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 06-6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 建設局降雨情報設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は(株)東芝が独自技術により設計製作したものであり、同社保有の技術によって性能を維持継続させなければならず、かつ、設定変更後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は上記業者のみであることから上記業者と随意契約を行う。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス(株)に承継し、同日の平成29年7月1日付で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課 (電話番号:06-6615-7180)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度市内一円共同溝ガス検知設備修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝洞道内及び地下道内における、酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための重要な設備であるが、経年劣化等による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株)理研商会を契約相手方として特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6465)

随意契約理由書

1. 案件名称

淀川区役所空気熱源氷蓄熱ヒートポンプシステム氷系統配管冷媒洩れ等修繕

2. 契約の相手方

日本熱源システム（株）

3. 随意契約理由

本修繕は、淀川区役所の空調設備（氷蓄熱スクルーヒートポンプ氷系統配管冷媒洩れ等）を修繕するものである。

本設備の低圧警報が頻発し、氷系統の配管より冷媒洩れや制御装置である測温抵抗体についてもセンサー機能の低下により、適切な温度制御が不能の状態であるため、淀川区役所全体の空調を十分に賄えない状態が続いている。

当該設備は、淀川区役所の来庁者や職員が利用するすべての空間を適切な環境に保つ機能を担っており、空調の運転不能は、区役所内が高温度・高湿度となることを意味しており、来庁者や職員の健康を著しく害することが予測されるため、空調設備の早急な修繕を実施することが必要不可欠である。

当該設備は、日本熱源システム株式会社が設計及び製作したものであり、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については日本熱源システム（株）に随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

淀川区役所 総務課（電話番号 06-6308-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市福島区役所交流無停電電源装置修繕

2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

3. 随意契約理由

本装置は、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となった場合に、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先である庁内ネットワークのシステム機器へ安定的に供給するものであるが、内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、製作者である(株) 三社電機製作所は、機器修繕や保守点検を行っておらず、販売店(子会社)である(株) 三社ソリューションサービスが当該業務を行っている。

以上のことから本作業を実施することのできる業者は、(株) 三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

福島区役所企画総務課(総務)

TEL : 06-6464-9625

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 平野下水処理場汚泥熔融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥熔融炉を運転するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し日常の排ガス分析に支障をきたしているため、構成部品を取り替え修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取り替えには、分析計の構成及び取替部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

城北環境事業センター 排水処理設備修繕

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、城北環境事業センターの排水処理設備のポンプ設備をはじめとする機器の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

本設備は、ごみ収集車を洗車場で洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際に、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための設備であり、オルガノプラントサービス (株) が独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができるオルガノプラントサービス (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3376)

随意契約理由書

1 工事名称：令和4年度 深江抽水所制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：日新電機（株）

3 随意契約理由： 本工事は、深江抽水所の雨水ポンプの運転に必要となる制御機能を既設制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設制御設備等は、日新電機（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設制御設備等に操作回路及び制御回路の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設施工業者のみである。

よって、日新電機（株）と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所 排水処理設備修繕

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、中部環境事業センター出張所の排水処理設備のポンプ設備をはじめとする機器の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

本設備は、ごみ収集車を洗車場で洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際に、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための設備であり、オルガノプラントサービス (株) が独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができるオルガノプラントサービス (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3376)

随意契約理由書

- 1 工事名称： 令和4年度 天満堀川抽水所外1か所雨水ポンプ外電気設備工事
- 2 契約相手方： 三菱電機プラントエンジニアリング（株）
- 3 随意契約理由： 今回工事を行う天満堀川抽水所外1か所の雨水ポンプ用電動機及び送風機用電動機設備は、長期の使用による劣化などにより、著しく機能が低下しているため、コイル及び構成部品の取替えを行うものである。
本機器は、三菱電機（株）が設計製作したもので、工事にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。
また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本工事を行わせることは極めて困難であり、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本工事ができるのは、製作会社から本市へ納入している電動機の持帰り整備を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市港区役所小型無停電電源装置修繕

2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

3. 随意契約理由

本装置は、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となった場合に、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先である庁内ネットワークのシステム機器へ安定的に供給するものであるが、内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

製作者である(株) 三社電機製作所は、機器修繕についての業務を子会社である(株) 三社ソリューションサービスに移管している。

以上のことから本作業を実施することのできる業者は、(株) 三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所総務課 (06-6576-9631)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、月島機械（株）より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 修繕名称

令和4年度 舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕

2 契約相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する送泥ネットワーク監視設備は、舞洲スラッジセンターの送受泥設備が正常に運転するのを監視するための重要な設備であり、日常運転における高い信頼性を維持するため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、三菱電機 (株) が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、製造物責任の所在を明確にする観点から修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その1）

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備等の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備等は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 修繕名称：

令和4年度 舞洲スラッジセンター空気調和機修繕

2 契約相手方：

新晃アトモス(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの各階の部屋を冷却する設備であるが、空気調和機の構成部品が長時間の使用により摩耗・損傷し、運転に支障を来し、適切な室温調整及び空気循環を行うことができないことから修繕する必要がある。

本設備は、新晃工業(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である新晃工業(株)より保守点検、修理及び更新工事を移管されている新晃アトモス(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場取水管漏水修繕工事他

2 契約の相手方

浅沼・南海辰村特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

楠葉取水場取水施設耐震改良工事において、取水管（鋼管）の内面塗装にひび割れ、剥離又は錆発生個所が多数あることが判明しました。そのため、当耐震改良工事の施工範囲外の取水管（鋼管）も同様に内面塗装が傷んでいる可能性が高いことが想定されることから、詳細な現地調査を実施しました。

その結果、施工範囲外の取水管（鋼管）においても、内面塗装のひび割れ、剥離又は錆が多数確認され、一部暗渠内配管（鋼管）については現在の内外面塗装を全撤去し、再塗装する必要があると判断しました。さらに、伸縮継手部で漏水が発生しており、当該埋設上部には京阪本線及び府道 13 号があるため、関係各所からも速やかに漏水防止の緊急対応を講じたいうえで本修繕を実施するよう指示を受けています。

これらのことから、別途、漏水修繕及び内外面塗装補修工事を行う必要がありますが、現在耐震改良工事が行われていることから出合丁場となります。そのため、既契約工事の作業開口や重機を使用して工事を行うことにより、作業開口築造に係る工期短縮及び経費削減ができ、漏水等による市民生活への影響を早期に回避できるほか、同一業者で施工を行うことにより、安全・円滑かつ適切な施工を確保することが可能であることから、楠葉取水場取水施設耐震改良工事の契約相手方である浅沼・南海辰村特定建設工事共同企業体にて施工を行うことが妥当であると考えられるので随意契約の締結をお願いします。

4 根拠法令根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号

5 担当部署担当部署

水道局工務部工務課（電話番号（電話番号 06 - 6616 - 5522）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟熱源設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、業務管理棟に設置している熱源設備の修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、日立アプライアンス(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

製作会社の日立アプライアンス(株)(現、日立グローバルライフソリューションズ(株))は、2015年に日立ジョンソンコントロールズ空調(株)に空調部門を移管している。

(株)日立ビルシステムは、日立ジョンソンコントロールズ(株)より保守及び維持管理にかかる業務を移管されており、今回修繕を行う設備についてその構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機修繕

2 契約の相手方

テクノ矢崎（株）

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区役所の空気調和機用熱源機器であるガス吸収式冷温水機が経年劣化により故障し、正常に動作をしなくなったことから、修繕を行うものである。

当該施設に設置されているガス吸収式冷温水機は矢崎資源（株）（現：矢崎エナジーシステム（株））が独自の技術により設計・製造及び設置を行ったものであり、本修繕については当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

今回の修繕を行えるのは、矢崎エナジーシステム（株）より保守メンテナンス・修繕や改修工事等のサービス業務を移管しているテクノ矢崎（株）のみであるため上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所総務課（総務）（電話番号：06-6622-9938）

随意契約理由書

1 工事名称

令和4年度 住之江抽水所外4か所雨水ポンプ用ディーゼル機関設備工事 ✓

2 契約相手方

ダイハツディーゼル株式会社 ✓

3 随意契約理由

本工事は、住之江抽水所及び海老江下水処理場、千島下水処理場、住之江下水処理場、今福下水処理場に設置されている雨水ポンプ用のディーゼル機関の消耗部品及び損傷部品を取替え、各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を維持するためのものである。

本設備は、ダイハツディーゼル(株)が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者はダイハツディーゼル(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ修繕

2 契約相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由：

今回修繕を行う脱水ケーキ移送コンベヤは、舞洲スラッジセンターの遠心脱水機から排出される脱水ケーキを移送する設備である。

現在、当該コンベヤの回転部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本機器が稼働しなければ、遠心脱水機から産出する脱水ケーキを汚泥溶融処理施設に供給することができないことから修繕する必要がある。

本設備は、三菱化工機(株)が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である三菱化工機(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称

令和4年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）

2 契約相手方

月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝（東芝インフラシステムズ（株））」は（株）東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和4年度 放出下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）

- 3 随意契約理由： 本工事は、放出下水処理場外6か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、東芝インフラシステムズ（株）と契約締結するものである。

- 1 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 2 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

宮原地下駐車場外2無停電電源装置修繕

2 契約の相手方

(株)GSユアサ

3 随意契約理由

本修繕は、地下駐車場に設置している停電時に電源装置からの送電で場内設備の運用保持を行うための無停電電源装置について、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成機器の交換を行うものである。

本装置は、(株)GSユアサが設計・製作したもので、修繕を行うには製作会社が保有する独自の技術が必要である。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である(株)GSユアサのみであり、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話番号:6615-7414)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和4年度 弁天抽水所現場操作盤電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 因幡電機製作所

3 随意契約理由

今回修繕する弁天抽水所の現場操作盤電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株) 因幡電機製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株) 因幡電機製作所のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

直流電源装置（大阪市立都島区民センター）修繕

2 契約の相手方

エナジーウィズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立都島区民センターに設置している直流電源装置の経年劣化で蓄電池電流計の数値が基準値以上になっており、照明他電気系統が使用できなくなる危険性があるため修繕を行うものである。

当該装置については、すべてエナジーウィズ(株)（旧新神戸電機(株)）が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたってはエナジーウィズ(株)を通じてのみ入手可能な純正製品並びに装置に関する知識が必要である。

本修繕は、直流電源装置を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また大阪市立都島区民センターの業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都島区役所まちづくり推進課（電話番号：06-6882-9734）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事（その2）

2 契約の相手方

クボタ空調(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、クボタ空調(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、クボタ空調(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 真田山加圧ポンプ場自家発電設備外整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、真田山加圧ポンプ場に設置している施設運転用自家発電設備及び高低圧配電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、メタウォーター（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

令和 4年 9月 29日

契約管財局長 様

建設局長
(北部方面管理事務所設備課長)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和4年度 海老江下水処理場外6か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する海老江下水処理場外6か所の現場操作盤外電気設備は、配電盤及び現場操作盤等であり、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)東芝が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市社会福祉研修・情報センター自動制御及び中央監視装置修繕

2 契約の相手方

アズビル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市有施設である大阪市社会福祉研修・情報センターにある自動制御及び中央監視装置の端末伝送システム内のユニット更新を行うものである。

本修繕対象の機器は、アズビル(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要となるが、純正部品は(機器の製作会社である)アズビル(株)でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該設備の構造を熟知し、純正部品を調達できるアズビル(株)のみであることから、以上の理由により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部地域福祉課(06-6208-7954)

令和 4年 9月 29日

契約管財局長 様

建設局長
(北部方面管理事務所設備課長)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和4年度 大野下水処理場外 12 か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 大同電機製作所

3 随意契約理由

今回修繕する大野下水処理場外 12 か所の現場操作盤外電気設備は、配電盤及び現場操作盤等であり、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)大同電機製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは設計製作した(株)大同電機製作所のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場第2配水ポンプ場回転速度制御設備修繕

2 契約の相手方

(株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第2配水ポンプ場に設置している回転速度制御設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要である。

また、修繕の履行に当たり現在稼働中の設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見緑地（咲くやこの花館）熱源監視装置修繕

2 契約の相手方

日本電技(株)

3 随意契約理由

本件は、鶴見緑地（咲くやこの花館）に設置された熱源監視装置の修繕を行うものである。

本装置は、上記施設に設置されている熱源設備を全自動で運転するために、関連設備間の各種信号を変換・送受信するための装置である。

現在、関連設備の更新に伴い、一部の信号の変換・送受信ができず、手動運転している状況であり、従来通り全自動運転を可能とするためには、関連設備の更新にあわせて、本装置のソフトウェアを変更する必要がある。

本装置は、日本電技（株）の独自技術により設計・製作されたもので、ソフトウェア変更は他社では対応できない。

また、本装置の修繕にあたって、熱源設備のシステム全体として本来の性能を発揮させるためには製作当初の設計に基づいて行う必要があり、設備全体の構造や仕様、構成等を十分に熟知し、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、前澤工業（株）より修繕業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場構内に、浄水処理技術の調査・研究を実施する目的で設置された、最適先端処理技術実験施設内プラント設備全体の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、当該実験設備の設計製作を行った理水化学㈱が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した発信器を取り替え修繕するものである。

本設備は、（株）日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう発信器の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替発信器の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した（株）日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在（株）日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を（株）日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 住吉配水場自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

シンフォニアエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、住吉配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、シンフォニアテクノロジー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、シンフォニアテクノロジー（株）より修繕業務を移管されているシンフォニアエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 豊野浄水場本館直流電源装置整備修繕

2 契約の相手方

エナジーシステムサービスジャパン (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場に設置している直流電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、新神戸電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備装置固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

現在、当該装置の設計、製作事業については、新神戸電機 (株) から令和3年12月にエナジーウィズ (株) に社名変更し事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、エナジーウィズ (株) より修繕業務を移管されている日立バッテリー販売サービス (株) から令和2年10月に社名変更となったエナジーシステムサービスジャパン (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場 (電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和4年度 猫間川抽水所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する猫間川抽水所の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)明電舎から修繕等業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備保守点検整備業務委託の定期点検において、真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の構成機器である移動式ごみ収集装置、及び共同住宅（市営南港中住宅、南港中2丁目）に個別に設置している、固定設備の点検作業中に判明した不良箇所の修繕を行うものである。

ごみ収集という市民生活に密着したサービスの安定した運用が求められているが、本設備損傷により収集作業中のシステムエラーが発生し、収集完了までの時間が長くなる等、ごみ収集業務に支障がでている。これ以上損傷箇所が拡大し本設備の使用ができなくなれば市民サービスを低下させることとなるため早急な復旧が求められる。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼働している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本修繕については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の修繕は、製造者独自の技術により本設備を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように修繕を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本修繕を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号06-6630-3376)

随意契約理由書

1 案件名称

直流電源装置用整流器（東成複合施設）修繕

2 契約の相手方

（株）GSユアサ

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立東成区民センターに設置している直流電源装置用整流器の部品が経年劣化しているため修繕を行うものである。

本修繕では、直流電源設備の一部を分解し整流器部品を交換の上、再度組み立てる必要があるが、当該設備は上記事業者が独自技術にて設計・設置した製品であるため、分解、部品交換及び再度の組み立てを実施するには、独自の技術が不可欠である。

また、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。

上記の要件を満たし、本修繕が実施可能である事業者は、（株）GSユアサのみである。

以上の理由により、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所市民協働課（電話番号：06-6977-9014）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場スラッジ処理場天井クレーン補修工事

2 契約の相手方

(株)豊国昭和起重機製作所

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場スラッジ処理場に設置している天井クレーンの補修を行うものである。

当該設備は、(株)昭和起重機製作所が独自に設計・製作したものであり、補修工事による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また工事の履行にあたり、現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本工事を履行し機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

現在、(株)昭和起重機製作所の当該設備に関する事業はハウコクホールディングスグループの子会社化により、社名変更した(株)豊国昭和起重機製作所が継続している。そのため、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株)豊国昭和起重機製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和4年度 大淀配水場外2か所無停電電源設備整備修繕
- 2 契約の相手方
(株) ジーエス・ユアサフィールドディングス
- 3 随意契約理由
本整備修繕は、大淀配水場、長居配水場及び咲洲配水場に設置している無停電電源設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
当該無停電電源設備は、(株) ジーエス・ユアサパワーサプライが独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。
また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が無停電電源設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。
よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) ジーエス・ユアサパワーサプライより修繕業務を移管されている(株) ジーエス・ユアサフィールドディングスのみである。
以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
水道局工務部豊野浄水場 (電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場薬液ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

セイコー化工機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系に設置している硫酸ばんど及びかせいソーダ揚液ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、セイコー化工機（株）が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因がポンプ固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者はセイコー化工機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場上系、下系高度浄水処理棟、中オゾン接触池上家及び上系塩素接触池棟内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1. 修繕名称

令和4年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約相手方

安川オートメーション・ドライブ(株)

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門、東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本装置は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能についての保証を持たせる必要もある。よって本修繕ができるのは製作会社から社会システム事業における製造・販売・サービスを承継している安川オートメーション・ドライブ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 長居配水場回転速度制御設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、長居配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該回転速度制御設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が回転速度制御設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)東芝より修繕業務を移管されている東芝インフラシステムズ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

令和4年度道頓堀川水門ほか1水門監視カメラ等システム修繕

2. 契約相手方

エクシオグループ(株)

3. 随意契約理由

道頓堀川水門と東横堀川水門には水門管理に必要な水門監視カメラ等システムを設置しているが、今般、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の修繕を行うものである。

現状のままでは、道頓堀川水門と東横堀川水門の水門管理が行えず、人命に危険を及ぼすことが懸念されることから、修繕を行う必要がある。

本設備はエクシオグループ(株)が設計・製作しており、取替部品も他社では製造しておらず、修繕にあたっては製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が不可欠である。また修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-6465）

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門電気室空調設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機システムサービス（株）

3 随意契約理由

東横堀川水門内電気室空調設備は熱負荷の高い電気室を冷却し、水門各施設を運転維持するための重要な空調設備である。本修繕は、その空調設備の長時間運転により機器内部部品が故障し、電気設備に支障を来す恐れがあるため空調機の部品交換等を行うものである。

本設備は、三菱電機（株）が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱電機（株）より製造・販売する製品のサービス業務を委託されている三菱電機システムサービス（株）のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場第3凝集沈でん池緩速攪拌設備外整備修繕

2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している第3凝集沈でん池緩速攪拌設備外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、住友重機械工業（株）は水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に住友重機械エンバイロメント（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場上系外1か所酸注入設備外修繕

2 契約の相手方

JFEアクアサービス機器(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系及び庭窪浄水場に設置している酸注入設備の修繕並びに、柴島浄水場上系に設置している次亜塩素酸ナトリウム小出し槽用冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、磯村豊水機工(株)は上水プラント事業について、平成26年5月1日にJFEエンジニアリング(株)に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、JFEエンジニアリング(株)より修繕業務を移管されているJFEアクアサービス機器(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場(電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

生野区老人福祉センター昇降機設備修繕

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、生野区老人福祉センターに設置された昇降機の修繕を行うものである。

制御方式の中枢であるインバーター装置等の取替を行うにあたって、一部の既設機器を調整・再使用する必要があり、また、取替にあたっては既設機器と同じ日本オーチス・エレベータ(株)にて製造している機器を使用しなければならない。

昇降機設備の修繕を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。さらに、製造者以外に修繕させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

以上のことから、本設備の製造者である日本オーチス・エレベータ(株)しか施工し得ないことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課(いきがい) 電話:06-6208-8054

随意契約理由書

1 修繕名称：令和4年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である巴工業（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

- 1 案件名称 令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備（株）
- 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥工程に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は兵神装備（株）が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、本設備を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたってはケーキ移送ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEプラントエンジニア株式会社

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（C6・7岸壁）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性等から、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則およびクレーン製造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を受ける箇所点検および調整等を的確に行えるものであり、また、責任の一元化にもつながる。

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該クレーンを製造した上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

随意契約理由書

1 案件名称

安治川11号上屋機械設備補修工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

本工事は、安治川11号上屋に設置しているくん蒸設備及び低温設備を補修するものである。

安治川11号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼働しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本工事を施工できる業者は、当該設備を設計施工し、各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる(株)日立製作所から当該くん蒸・定温設備に関する補修業務を移管された(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 修繕名称：

令和4年度 舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕

2 契約相手方：

(株)荏原製作所

3 随意契約理由：

今回修繕する送排風機は、舞洲スラッジセンターの特高室等の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であり、舞洲スラッジセンターの各施設を運転維持するために重要な設備である。

各種送排風機のモーター軸受部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)荏原製作所と契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)

2 契約の相手方 日揮(株)

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮(株)の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立鶴見区民センター外1施設昇降機（1号機・2号機）設備修繕

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、三精テクノロジーズ（株）が製造・施工の鶴見複合施設（大阪市立鶴見区民センター及び鶴見図書館）に設置された昇降機を修繕するものである。

今回の修繕内容は、昇降機の落下を防止する装置（調速機・ガバナーロープ）及び施設利用者が故意に乗場扉を開閉できないようにするための装置（ドアロック装置）の取替えなどであるが、これらは、既設の装置と連動して機能する箇所であり、三精テクノロジーズ（株）にて製造している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性・安全性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の修繕を行うには、製造者しか知り得ない各装置の役割・構造・動作などの知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕を行う部分は、既存部分と密接不可分の関係にあることから、三精テクノロジーズ（株）以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、三精テクノロジーズ（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課 電話番号 06-6915-9166

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター大ホールロールバック修繕

2 契約の相手方

コクヨ株式会社

3 随意契約理由

本業務は旭区民センター大ホールロールバックの動作を担うタイヤ（ガイドローラー）の破損、および関連部材の経年劣化による不調を解消するため、修繕を行うものである。

本業務の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。同設備は、コクヨ株式会社が設計・製作・設置を行なっているため、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、コクヨ株式会社のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 地域課（電話番号06-6957-9734）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和4年度 福町抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：メタウォーター（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、福町抽水所外3か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、メタウォーター（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、メタウォーター（株）と契約締結するものである。

- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟湧水排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している湧水ポンプの修繕を行うものである。

本設備は、新明和工業(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)